

世界遺産を目指す活動が地域の文化資産の保存と活用に及ぼす影響

雪 村 まゆみ

Impact of Activities focusing on World Heritage on the Preservation and Utilization of Local Cultural Assets

Mayumi YUKIMURA

Abstract

Since Japan ratified the World Heritage Convention in 1992, there has been an active local movement to place cultural properties on the World Heritage List and a trend toward the reevaluation of local cultural properties. In 2006 and 2007, the Agency for Cultural Affairs issued a public call to local governments throughout Japan to include cultural properties on its Tentative List of World Heritage Sites. Consequently, this movement gained momentum. Nine of the cultural properties that were submitted to the Agency were included on the Tentative List, whilst 27 others were not. In this study, we conducted a questionnaire survey on the preservation and utilization of cultural assets in the region for each of the 27 cultural asset groups. This survey comprehensively identifies whether projects encouraging World Heritage registration are being promoted and, if so, what subsequent activities are being undertaken. This study presents the results of the survey and systematically clarifies how local cultural properties can be protected by focusing on the relationship between the World Heritage Convention and domestic cultural property protection. The project analyzes the effect of the global system of cultural property protection on the domestic system in the case of Aso, Kumamoto Prefecture.

Keywords: world heritage site, tentative lists, cultural landscape, Globally Important Agricultural Heritage Systems(GIAHS), Aso,

抄 録

日本が1992年に世界遺産条約に批准して以降、地方で世界遺産登録運動が活発化し、地域の文化財への再評価という潮流がみられた。とりわけ、2006年、2007年、文化庁が世界遺産暫定一覧表に掲載する文化資産を全国の自治体に対して、公募したことをきっかけとして、その動きは活発化した。文化庁による公募に応募された文化資産のうち、9件が暫定一覧表に掲載され、27件は掲載されなかった。

本稿では、この27件に着目し、その後、世界遺産登録を推進する事業がいかにすすめられているのか/すすめられていないか、またすすめられている場合はその後の活動について網羅的に明らかにするために、27の文化資産群に関して、各自治体に質問紙調査「地域における文化資産の保存と活用に関する調査」を行った。ここでは、その調査結果を示しながら、世界遺産登録制度と国内の文化財保護制度との関連に着目し、地域の文化財がいかに保護されていくのかについて体系的に明らかにする。また、熊本県阿蘇を事例として、世界的な文化財保護制度が地方の文化財保護行政に及ぼす影響を及ぼしていくのか、分析する。

キーワード：世界遺産、暫定一覧表、文化的景観、世界農業遺産、阿蘇

1. はじめに

1972年にユネスコ世界遺産条約が締結されて以降、現在に至るまで世界遺産登録件数は1057件に達した。コロナ禍においては、2020年、世界遺産を採択する世界遺産委員会が翌年に延期されたが、2021年に2年分が審議された。また、2022年もロシアによるウクライナ侵攻のなか、第45回世界遺産委員会が延期されたが、2023年1月、ウクライナ・オデーサが世界文化遺産に登録された。ロシアによる侵攻でその普遍的価値が失われることに對する危機感から、ユネスコは登録を決定し、同時に危機遺産リストにも登録された。そもそも世界遺産条約は、1907年に制定された「陸戦法規慣習に関する条約」(1907年ハーグ条約)の思想を引継いでいる。これは「武力紛争時に、宗教建築をはじめとした学校、病院、歴史的建造物等の破壊を禁止し、保護する目的で掲げられた国際法である。」ユネスコは、この条約を「武力紛争時の文化財保護条約」(1954年ハーグ条約)として発展させていることから(雪村 2020a: 101)、まさに武力紛争時の文化財保護に対して世界遺産条約の真価が問われているといえる。

一方、日本は1992年に条約に批准したが、それ以降、各地で世界遺産登録運動が活発化し、地域の文化財への再評価という潮流がみられた。それだけでなく、日本国内の文化財保護行政にも変化をもたらし、「重要文化的景観」(2004)、「近代化産業遺産」(2007)さらには「日本遺産」(2015)といった新たな文化財保護制度が設置された。「日本遺産」認定制度は、文化財の活用ひいては観光促進の側面が強調されたといえる。各地域においては、地域の文化資産を世界遺産に登録することが目指されている現象も多くみられる。とりわけ、2006年、2007年度に文化庁が全国の自治体に対して、世界遺産暫定一覧表(tentative lists、以下暫定一覧表)に掲載する文化資産を公募したことをきっかけとして、その動きは活発化した。世界遺産暫定一覧表は、「世界遺産条約履行のための作業指針(Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)」において規定されており、世界遺産に推薦されるためには、まず、各国で指定される暫定一覧表に記載される必要がある。

筆者はこれまで、暫定一覧表に掲載する文化資産の公募に応募された文化資産のうち、暫定一覧表に登録されなかった27件を対象として、地方自治体や世界遺産登録をすすめる民間団体等のオフィシャルサイトを参照し、世界遺産登録を推進する事業がいかにすすめられているのか/すすめられていないか、またすすめられている場合はその後の活動について調査を行った。その結果、事業を中断している文化資産もある一方で、継続的に事業

をすすめられている文化資産も多くみられた。その後の活動として、他の文化資産のカテゴリーに登録される場合（「認定の連鎖」）や他の地域と連携して世界遺産登録を目指すという活動（シリアルノミネーション）がみられた¹⁾（雪村 2016）。一方で、オフィシャルサイトだけでは不明のものもあった。そこで、本研究では、網羅的に活動の全容を明らかにするために、27の文化資産群に関して、各地方自治体に質問紙調査「地域における文化資産の保存と活用に関する調査」を行うこととした。本稿では、その調査結果を示しながら、世界遺産登録制度と国内の文化財保護制度との関連に着目し、地域の文化財がいかに保護されていくのかについて体系的に明らかにすることを目的とする。また、登録に資する活動を継続している阿蘇を事例として、世界的な文化財保護制度が地方の文化財保護行政に及ぼす影響を及ぼしていくのか、分析していきたい。

2. 2006年・2007年度の世界遺産暫定一覧表掲載の文化資産の公募の概要

文化庁による公募では、まず2006年に24件の応募があり、4件が暫定一覧表に掲載された。残りの20件は継続審議案件となり、内2件の構成資産が再構成され、1件に統合されたため、19件の再提案となった。2007年の公募では、この19件と新規の提案13件を合わせて、計32件が特別委員会で検討された。ここでは5件が選定され、計9件が暫定一覧表に掲載された。当時、暫定一覧表に掲載されたのは、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「富士山」、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金と銀の島、佐渡- 鉱山とその文化」、「百舌鳥・古市古墳群- 仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳群」、「九州・山口の近代化産業遺産群- 非西洋世界における近代化の先駆け」、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」である。暫定一覧表に掲載された9件のうち、2023年現在7件は世界文化遺産として登録されており、2件は未登録で、そのうち1件は審議中である（表1）。

1) 「表1 各世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産における世界遺産登録に関する行政・市民の取り組みと他の認定制度との関わりについて」参照のこと（雪村2016：100-101）。

表1 暫定一覧表掲載文化資産と世界遺産登録の現状

推薦名	世界遺産登録名	登録年
富岡製糸場と絹産業遺産群	富岡製糸場と絹産業遺産群	2014
富士山	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	2013
飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	未審議	未審議
長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	2018
北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・北東北の縄文遺跡群	2021
金と銀の島、佐渡－鉱山とその文化	審議中	審議中
百舌鳥・古市古墳群－仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳群	百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－	2019
九州・山口の近代化産業遺産群－非西洋世界における近代化の先駆け	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼・造船	2015
宗像・沖ノ島と関連遺産群	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	2017

暫定一覧表に掲載されなかった文化資産27件に関しては、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」とし、それらに関してカテゴリーⅠa、カテゴリーⅠb、カテゴリーⅡと分類している。²⁾ カテゴリーⅠは、「我が国の世界遺産暫定一覧表に未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十分なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれる」資産として説明されている。特別委員会は、「世界遺産としての評価は、世界遺産独自の観点から行われるものであり、我が国において文化財として高い評価を得ているものが、必ずしも世界遺産にふさわしいと評価されるものではない」と指摘し、Ⅰaに関しては、提案した地方公共団体が作業を進め、Ⅰbに関しては、提案地方公共団体を中心に作業をすすめる一方で、共通する主題を有する他の地方公共団体と連携することが特別委員会から提案されている。一方で、カテゴリーⅡは、「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産としては、いずれも高い価値を有するものであるが、(中略)現在のイコモスや世界遺産委員会の審査傾向の下では、顕著な普遍的価値を証明することが難しいと考えられる」資産として捉えられており、「主題の再整理や構成資産の組み換え、更なる比較研究等が必要」という指摘のように、地域の枠組みを越えて、世界遺産登録基準である「顕著な普遍的価値」に則り、文化資産を再解釈していく試みの必要性を指摘しているのである。27件すべてに共通して指摘されたことは、「世界史的国際的」観点から、当該資産が「顕著な普遍的価値」を持つことを証明することの必要性であった(雪村

2) 「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」(2008年9月26日)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/2023年6月30日参照

2016：98－99）。

3. 「地域における文化資産の保存と活用に関する調査」について

3－1 調査の概要

調査は、2023年2月23日から3月31日の期間において、オンラインによるアンケートと郵送による質問紙調査を併用して行った。両者の質問項目は共通であり、回答者である自治体にとって簡便な方法を選定してもらった。対象は27件であるが、複数の自治体が関与している場合もあるため29の自治体から回答を得た。調査対象となる27の提案資産は、次の表のとおりである。

表2 調査対象の提案資産³⁾

カテゴリー	応募名称	時代区分
I a	最上川の文化的景観－舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地－	4
I a	天橋立－日本の文化景観の原点	4
I a	錦帯橋と岩国の町割	2
I a	四国八十八箇所霊場と遍路道	4
I a	阿蘇－火山との共生とその文化的景観 ⁴⁾	4
I b	水戸藩の学問・教育遺産群	2
I b	足利学校と足利氏の遺産	2
I b	城下町金沢の文化遺産群と文化的景観	2
I b	善光寺と門前町	2
I b	松本城	2
I b	妻籠宿・馬籠宿と中山道－『夜明け前』の世界－	2
I b	近世岡山の文化・土木遺産群－岡山藩郡代津田永忠の事績－	2
I b	萩－日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産	2
II	若狭の社寺建造物群と文化的景観－神仏習合を基調とした中世景観	4
II	北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群	1
II	松島－貝塚群に見る縄文の原風景	1
II	足尾銅山－日本の近代化・産業化と公害対策の起点－	3
II	埼玉古墳群－古代東アジア古墳文化の終着点－	1
II	近世高岡の文化遺産群	2
II	立山・黒部～防災大国日本のモデル－信仰・砂防・発電～	3
II	霊峰白山と山麓の文化的景観－自然・生業・信仰－	4
II	日本製糸業近代化遺産～日本の近代化をリードし、世界に羽ばたいた糸都岡谷の製糸遺産～	3
II	飛騨高山の町並みと祭礼の場－伝統的な町並みと屋台祭礼の文化的景観－	2
II	三徳山－信仰の山と文化的景観－	4
II	山口に花開いた大内文化の遺産－京都文化と大陸文化の受容と融合による国際性豊かな独自の文化－	2
II	宇佐・国東－神仏習合の原風景	4
II	竹富島・波照間島の文化的景観～黒潮に育まれた亜熱帯海域の小島～	4

3) なお、カテゴリーは、前述の特別委員会にて世界遺産暫定一覧表候補の文化資産に分類されたカテゴリー（I a, I b, II）を示している。提案資産の時代区分は、時代を分類基準として、1)「旧石器・縄文・弥生・古墳時代の文化遺産」、2)「古代・中世・近世期の文化遺産」、3)「近代の文化遺産」、4)「時代を超えて、人と自然との関わりを中心とする遺産」であり、特別委員会では4つのワーキンググループを設置し、調査・審議することとなった。

4) 本文化資産の調査結果に関しては阿蘇世界文化遺産登録推進協議会からの回答による。

3-2 集計結果

本調査では、とくに世界遺産登録を目指す事業を継続しているかどうか、また、継続している場合の具体的な活動内容、他の文化資産に関する登録／認定制度への関わり、他地域の自治体の連携の実態およびコロナ禍の変化について問うた。

3-2-1 現在も世界遺産登録を目指しているかどうか

まず、2006年あるいは2007年に応募された文化資産について、現在も世界遺産登録を目指した事業を継続しているかどうかについては、以下の結果となった。

表3 「Q1 現在、2006年あるいは2007年に応募された文化資産について、世界遺産登録を目指した事業を継続していますか？」の回答

		回答数	%
全体		29	100.0
1	積極的に継続している	8	27.6%
2	継続している	10	34.5%
3	中止した	11	37.9%

「積極的に継続している」「継続している」の選択した18件に関して、具体的な事業の内容としては次の項目が選択された。

表4 「Q2 Q1で、「積極的に継続している」、「継続している」と回答した場合、どのような事業を継続して行っていますか？」の回答（複数回答可）

		回答数	%
全体		18	100.0%
1	調査研究	12	66.7%
2	講演会等の開催	12	66.7%
3	市民への広報	9	50.0%
4	その他	10	55.6%

「その他」には、国際シンポジウムの開催、海外の専門家の招聘や、市民団体への助成などが挙げられていた。また、世界遺産登録を目指す活動を継続している場合、その理由として次の項目が選択された（複数回答可）。

表5 「Q1で、「積極的に継続している」、「継続している」と回答した場合、世界遺産登録を目指す理由は何ですか？あてはまるものすべてを選んでください。」の回答（複数回答可）

		回答数	%
全体		18	100.0
1	文化財保護	17	94.4%
2	観光産業の活性化	10	55.6%
3	地域のシンボルの形成	6	33.3%
4	その他	6	33.3%

「文化財保護」を基本的な指針としながら、「観光産業の活性化」が約半数、「地域のシンボルの形成」が三分の一の自治体を選択されていることがわかった。「その他」には、文化財を活用した地域づくり、まちづくりという理由が多くみられた。

3-2-2 他の文化資産に関する登録／認定制度への関わり

日本には複数の文化資産に関する登録あるいは認定制度があるが、それらへの登録あるいは認定の状況についても問うた。制度の名称に関しては次の質問項目で問うているが、何らかの Kategorie への登録／認定を目指しているかどうかについては、次の結果となった。

表6 「Q4 当該文化資産について、他の Kategorie への登録あるいは認定を目指していますか？」の回答

		回答数	%
全体		28	100.0
1	目指している	1	3.6%
2	目指していたこともあったが、現在は目指していない	5	17.9%
3	すでに登録あるいは認定された	16	57.1%
4	目指したことはない	6	21.4%

約8割の文化資産が何らかの Kategorie への登録／認定を目指すか、あるいはすでに登録／認定されていることがわかる。「目指している」「目指していたこともあったが、現在は目指していない」「すでに登録あるいは認定された」と回答した文化資産に関して、その制度の名称に関する選択項目では次のように選択された（複数回答可）。

表7 「Q5 Q4で「目指している」、「目指していたこともあったが、現在は目指していない」、「すでに登録あるいは認定された」と答えた場合、他のカテゴリーに当てはまるものを選んでください。」の回答（複数回答可）

		回答数	%
全体		22	100.0
1	日本遺産	18	81.8%
2	近代化産業遺産	1	4.5%
3	重要文化的景観	6	27.3%
4	世界農業遺産	1	4.5%
5	ユネスコ・デザイン都市	0	0.0%
6	その他	6	22.7%

とくに着目すべき点は、8割以上の文化資産が2005年から認定が始まった「日本遺産」への認定を目指すか、すでに認定されていると回答している点である。その他には、重要文化財、名勝といった日本の文化財保護に関するカテゴリー、また、ユネスコジオパーク、ユネスコ創造都市（工芸）といった、他のユネスコのカテゴリーが挙げられた。「重要文化的景観」は2004年、「近代化産業遺産」は2007年に設定されたカテゴリーであり、1994年に世界遺産委員会が掲げる登録の指針として参照される「グローバル・ストラテジー（世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー／The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List）」でも推薦されているカテゴリーである。

3-2-3 他地域の自治体の連携の実態

また、他地域の自治体等と連携して、世界遺産登録を目指す活動や文化財保護等の事業を行うことがあるかどうかについては、以下の結果となった。

表8 「Q6 応募した文化資産に関して、他地域の自治体等と連携して、世界遺産登録運動や文化財保護等の事業を行うということはありませんか？」の回答

		回答数	%
全体		28	100.0
1	はい	11	39.3%
2	いいえ	17	60.7%

他地域の自治体との連携した11件に関しては、連携のきっかけが世界遺産暫定一覧表候補に応募したことにありと回答しているのは次のような結果となった。

表9 「Q7 Q6で、「はい」と答えた場合、世界遺産暫定一覧表候補に応募したことが、そのきっかけとなりましたか？」の回答

		回答数	%
全体		11	100.0
1	大いにきっかけとなった	7	63.6%
2	どちらかといえばきっかけとなった	1	9.1%
3	全くきっかけとなっていない	3	27.3%

他地域との連携は11件、全体の約4割で、そのうち「大いにきっかけとなった」「どちらかといえばきっかけとなった」を合わせて、7割以上が世界遺産暫定一覧表候補への応募がそのきっかけとなっていると回答している。世界遺産暫定一覧表に登録されなかった27件のなかから、先の特別委員会がI bに分類したものについて、「提案地方公共団体を中心に作業をすすめる一方で、共通する主題を有する他の地方公共団体と連携すること」が提案されていたが、実際に世界遺産暫定一覧表候補に応募したことが契機となって、他地域との連携をすすめる動きがみられる。これらはシリアルノミネーションとよばれる登録の手法で、必ずしも地域の近接さが優先されるのではなく、共通の歴史的背景に着目した枠組みである。実際、「萩-日本の近世社会を切り拓いた城下町の顕著な都市遺産」を構成していた萩城下町は、世界遺産差に2015年に登録された「明治日本の産業革命遺産-製鉄、製鋼、造船、石炭産業」の構成資産となっている。また、IIに分類された「水戸藩の学問・教育遺産群」、「足利学校と足利氏の遺産」、「近世岡山の文化・土木遺産群-岡山藩群代津田永忠の実績」に関しては、それぞれの構成資産である弘道館、足利学校、閑谷学校およびその関連施設は、I bとして評価されていた。当時、同じ背景を持つ文化資産を一つの文化遺産群として捉えるという方向性が示されており、提案書の枠組みを越え

で、「近世の教育資産」として捉えることで、世界遺産登録の可能性が見いだされていたのである。これらの遺産は、2015年、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として日本遺産として認定されるに至った（雪村 2016：107）。⁵⁾

3-2-4 暫定一覧表掲載に応募した文化資産のその後の展開の5類型

以上の調査結果を踏まえると、暫定一覧表に応募した文化資産のその後の展開については、次の5類型に分類できることが明らかとなった。

表10 暫定一覧表に応募した文化資産のその後の展開

5類型	展開パターン
1 世界遺産登録	単独あるいは他の地域と連携して登録
2 登録運動継続	文化庁によって、世界遺産暫定リストあるいは世界遺産暫定リスト候補に分類
3 他のリストに登録	世界農業遺産、日本遺産、近代産業遺産等、他のリストに登録
4 他の地域と連携	他の地域と連携して日本遺産等、他のリストに登録（シリアル・ノミネーション）
5 中止	中止。あるいは中止後、他のリストに登録、他の地域と連携

3-2-5 コロナ禍の変化

コロナ禍において、文化財保護に対する政策が変化したということはあるかどうかという問いに対しては、「ある」と答えた自治体が6件（20.7%）であった。多くは、「コロナ禍に対応した公開活用」への変化に関してであった。シンポジウムや会議のオンラインの導入、文化財のオンライン公開が挙げられた。また、地域の祭りの自粛をうけて、その保存・継承に資するために無形文化遺産の共演会の開催なども挙げられている。文化財保護の補助金について厳しい状況も指摘されている。それに比して、観光業に対する政策が変化したということはあるかどうかでは、「ある」と「ない」はほぼ同程度となった。具体的な政策としては、「旅行県民割」やクーポンの発行など旅行支援に関するものが挙げられる。これらは、地元住民、近隣住民を対象としたマイクロツーリズムを志向したものと見える。また、オンライン観光など新たな事業である「デジタル技術の活用」、「動画やオンライン中継など様々な通信チャネルを用いた配信」などが始められていた。なお、本調査では、コロナ禍の具体的な政策についての回答を自由記述としたため、必ずしも実態をすべて反映したものではないと推測される。

5) 「近世岡山の文化・土木遺産群－岡山藩群代津田永忠の実績」の構成資産である閑谷学校が、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として日本遺産に登録された経緯については、雪村（2020b）を参照されたい。

表11 「Q8 コロナ禍において、文化財保護に対する政策が変化したということがありますか？」の回答

		回答数	%
全体		29	100.0
1	ある	6	20.7%
2	ない	23	79.3%

表12 「Q10 コロナ禍において、観光業に対する政策が変化したということがありますか？」の回答

		回答数	%
全体		28	100.0
1	ある	15	53.6%
2	ない	13	46.4%

4. 新たな価値の発見—複数のカテゴリーへの登録

3-2-2でみてきたように、世界文化遺産を目指す活動をおこなうプロセスにおいて、当該資産を複数のカテゴリーへ登録する事例も少なくない。目指す活動をすすめるなかで、当該資産の新たな価値が発見されているといえよう。すでに2013年に世界遺産に登録された富士山も「富士山—信仰の対象と芸術の源泉—」として世界文化遺産として登録されている。富士山の世界遺産を目指す活動の初期は、世界自然遺産としての登録を目指していたが、世界文化遺産として登録されたという経緯がある。2006年、2007年に文化庁の世界遺産暫定一覧表掲載の公募に応募された「阿蘇—火山との共生とその文化的景観」に関しても、2003年、環境省と林野庁は、「世界自然遺産候補地に関する検討会」（強調は筆者による）において、「詳細検討対象」に選出されている。最終候補⁶⁾に選出されなかったが、その後、文化的景観としての側面が再評価され、文化遺産としての応募に至ったのである。その後、世界文化遺産登録を目指しながら、世界農業遺産、世界ジオパーク、文化的景観に認定されてきた。ここでは、阿蘇を事例として、地域の人々や地方自治体がいかにして地域の新たな価値を発見、再認識し、守る活動として実践してきたのか、みていきたい。

6) ここでは、知床、小笠原諸島、奄美・琉球の三地域が最終候補となり、それぞれ、2005年、2011年、2013年、2021年に世界自然遺産に登録された。

4-1 阿蘇における火山と人間の共生についての時代変遷

阿蘇での火山と人との共生は旧石器時代に遡るとされている（永井 2019：37）。阿蘇で稲作が始められたのは、紀元50年ごろといわれているが（一の宮町教育委員会1984：15）、『阿蘇の農耕祭事』によれば、阿蘇に定住する古代人との関係について以下のように語られている。

阿蘇火山の噴火、爆発は古代人の恐怖であり、噴火口は火山神そのものであった。噴火口は火山神そのものであった。この火山神を祀る豪族は阿蘇氏であり、阿蘇谷開拓に従事した豪族として、農作物に被害を与える火山神を鎮める祈祷をしなければならない。（一の宮町教育委員会1984：15）

阿蘇火山と人間の共生には歴史的基盤があるといえよう。

近世において、阿蘇山は「信仰と修行の場」であった。明治期に入り、志賀重昂の『日本風景論』（1894）が発行されると、人々は雄大な「自然風景」を特別視するようになる（阿蘇市教育委員会2013：65）。

明治末にはすでに阿蘇登山案内書『阿蘇火山』（1911）が発行されるなど、阿蘇山上へ登るルートが紹介されているが、大正7年（1918年）に熊本と宮地を結ぶ鉄道、宮地線が開通したことで、「阿蘇を訪れる登山客は飛躍的に増加した」と指摘されている（阿蘇市教育委員会2013：66）。登山口のある坊中駅前には、登山客のための宿泊施設や、地図、登山杖、絵葉書などを売る商店が軒を連ねていたという。坊中を起点に案内人を雇って、徒歩や馬で登山したといわれている。山上には、近世より「芳野屋」、「長崎屋」という2軒の茶店があったが、宮地線が開通した年に1軒開業した。また、国立公園の設置運動が盛んになった大正11年（1922年）以降に6軒が相次いで開業したといい、登山者の増加がみてとれる（阿蘇市教育委員会2013：66-67）。

文化財保護の前身である史蹟名勝天然記念物保護の保護対象として、まず挙げられたのが「名山」であった。雑誌『史蹟名勝天然記念物』（1918.2）の名山特集の名山番付で、阿蘇は、「小結」に名が挙がっている。横綱、大関、関脇につづく位置づけである。また、大阪毎日新聞（1927年6月10日）に掲載された新日本八景投票数において、阿蘇は6位につけている。さらには、雑誌『風景』（1933）の企画として、新日本八景が選定されたが、阿蘇も九州代表として名を連ねており、昭和初期において、阿蘇山が「名山そして新しい風景の代表として名を知られることになった」（阿蘇市教育委員会2013：68）。

4-2 文化的景観としての阿蘇の発見

霧島火山帯に属する熊本県阿蘇地域は、巨大な陥没カルデラとその周辺の草原を有した「文化的景観」として着目されている。「文化的景観」としてとらえようとする実践の背景には、カルデラ火山と草原を中心に営まれてきた人々の生活に対して、新たな価値を付与し、地域の活性化を目指すということが指摘される。というのも、「農産物自由化による畜産物価格低迷、農家の高齢化、後継者不足」によって、草地畜産経営が困難となり、大草原の管理体制が維持できなくなることにあるからである。この問題を克服するため、2005年、阿蘇草原再生協議会が設立された。

前述したように2003年、環境省と林野庁は、「世界自然遺産候補地に関する検討会」を設置し、19か所のなかから3件を候補地として選定した。阿蘇は最終的には候補地には選ばれていないが、19件のうちの1件となり詳細が検討された。ここでは、文化的景観として評価されたことが、その後の阿蘇地域の景観を保全、活用するという営みに結びついていくといえよう。

2004年は、文化財保護法が改正され、「文化的景観」が新たな文化財保護の対象として制度化された。2005年の『農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』によれば、阿蘇地域は、「阿蘇の草地景観」として文化的景観としての価値が明らかにされていた。

そして、2006年・2007年度に行われた世界文化遺産暫定一覧表候補の公募が行われ、「阿蘇-火山との共生とその文化的景観」として提案、世界遺産登録を目指した活動が始められた。文化庁における審議結果では、カテゴリ-I aと評価され、現在も世界文化遺産への登録を目指している。

4-3 複数のカテゴリーへの認定

4-3-1 世界農業遺産への認定（2013）

阿蘇は、国際連合食糧農業機関（FAO）による世界的に顕著な伝統的農業システム認定制度である「世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems, GIAHS と略されている）」に2013年認定されている。この認定制度は2002年、持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）で提唱され、「開発途上国における伝統的な農業システムを活かした持続可能な開発のあり方を追求する」ものとして始まった（武内 2016：353）。日本では、2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議をきっかけとして、世界農業遺産認定への取り組みが行われるようになった。この会

議においては、「SATOYAMA イニシアティブ」の推進が決議されたが、これは、「日本の里山・里海のような伝統的な知恵を、新たな科学技術や社会システムと融合させながら、望ましい人間・自然関係の再構築を目指す国際的な取り組みである」といえる（武内 2016：353）。阿蘇地域においては、野焼きを行うことで維持される草原、畜産、農業を含む伝統的農法が評価されているといえるが、先述したように、住民の高齢化や農家の減少により、野焼きを行う人手不足となり、文化的景観を構成する草地の維持が困難になるという課題がある。この課題に関しては、草地の維持に関しては、公益財団法人・阿蘇グリーンストックによる「野焼きボランティア」の取り組みが行われている（大津 2016：369）。野焼きボランティアの規模は年々拡大しており、活動が始まった1999年には110名であったが、2010年には2100名と増加し（大津 2016：370）、「今年年間70牧野のべ参加人数2500名を越す一大事業」と報じられている⁷⁾。

阿蘇地域が世界農業遺産に認定する試みは、熊本出身のイタリアンシェフである宮本けんしん氏の発案が契機となっている。「阿蘇地域を世界農業遺産に！」という提案は、2012年、地元紙における懸賞論文の大賞を受賞し、当時の熊本県知事・蒲島郁夫からの賛同をえた（大津 2016：370）。

発起人である宮本氏は、「能登半島と佐渡の世界農業遺産認定」（2011）の報道をきっかけとして、阿蘇の世界農業遺産認定を目指し⁸⁾、若手農家や研究者たちで構成された「世界農業遺産 ASO プロジェクトチーム」が発足された。この活動は、トヨタ財団の助成を受け、地域住民参加型の地域コミュニティの形成の場を積極的につくっていったという（大津 2016：371）。また、活動の主軸としては草地において実現される独自の放牧肥育によって生み出される「グラスフェッドビーフ」の共同牧場企画がすすめられた。阿蘇における世界農業遺産を目指す活動の特徴として、農産物や加工品のブランド化、グリーンツーリズムといった行政や世界農業遺産推進協会の取り組みに加えて、民間団体の活動も活発であることが挙げられている（大津 2016：370-371）。2016年4月14日、16日に発生した平成28年熊本地震、記録的豪雨に見舞われ、「放牧地における土砂崩れや地割れの危険性が高まった」ことから、企画は停滞したが将来的には期待されている分野といえる（大津 2016：371）。

7) グリーンストック 活動内容紹介 www.asogreenstock.com/activities/openburning/ (2023年6月30日参照)

8) 「故郷の原風景を守るため地域を巻き込み“世界の阿蘇”へ」『地域人』第12号大正大学出版会（2017）。

4-3-2 世界ジオパークへの認定 (2014)

世界農業遺産に認定された翌年の2014年には、世界ジオパークネットワークに (Global Geopark) に認定されている。ジオパークは、「ネットワーク活動を通じて、国境を越えた協力関係を築くことで、異なるコミュニティに対する理解を深め、国際平和の構築に貢献している (UNESCO 2016)」ことがその特徴として挙げられる (新名 2022: 52)。すべてのユネスコ世界ジオパークは、前身である世界ジオパークネットワークに加盟しているが、ジオパークネットワークは、アジア太平洋ジオパークネットワーク (Asian Pacific Geoparks Network)、ヨーロッパジオパークネットワーク (European Geoparks Network)、ラテンアメリカ・カリブ海ジオパークネットワーク (Geoparks Network for Latin America and the Caribbean)、アフリカジオパークネットワーク (African UNESCO Global Geoparks Network) の4つの地域ネットワークがある (新名 2022: 52)。ユネスコ事業としてのジオパークは、2015年11月に行われた第38回ユネスコ総会において、正式事業となった (岡本 2022: 56)。これを受けて、これまで日本において世界ジオパークネットワークに加盟していた8地域においても、ユネスコ世界ジオパークとして認定された。ユネスコの事業となることによって、「ユネスコが実施する他の事業との連携が求められる」。たとえば、国連が掲げる持続可能な開発目標 (SDGs) に資する地域として、ユネスコ世界ジオパークとユネスコエコパーク (Biosphere Reserves) とされている (岡本 2022: 56)。ジオパークにおいて重要な点は、持続可能な地域づくりを実践する点である。日本にはユネスコ世界ジオパークは9箇所であるが、46箇所のジオパークが選定されている。「日本ジオパークネットワークの正会員の構成市町村は151市町村」のうち、「一般社団法人全国過疎地域連盟で「全部過疎」と区分されているところは63.6%」を占める。少子高齢化による人口減少が社会問題化するなか、ジオパークが持続可能な地域づくりの手段として期待されている (宮原 2022: 60)。具体的にはジオツーリズムの取り組みといった観光の側面が強調されるが、市民によるジオガイドが地域の環境保全に資する活動になっているといえる (宮原 2022: 60)。

4-3-3 文化的景観への選定 (2017)

阿蘇は「世界農業遺産」、「世界ジオパーク」に認定されたのち、「文化的景観」への選定も目指される。阿蘇郡市七市町村 (阿蘇市および阿蘇郡をなす南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村) では、「全域を、巨大なカルデラを形成するに至った人の努力と叡智を表す「阿蘇の文化的景観」とし、それぞれに文化的景観保存活用計画を策

定し、継承に取り組んで」おり、2017年には、「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観」として文化財保護法における「重要文化的景観」に選定されている（文化庁文化財第2課 2023：37）。2023年には阿蘇市内の北外輪山の外側斜面の東麓の草地等を追加選定し、名称を「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山及び中央火口丘群の草原景観」と変更した。また、産山村の農村景観が追加され、「阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観」となった（文化庁文化財第2課 2023：34）。

5. おわりに

前章でみてきたように、阿蘇は、世界文化遺産への登録を目指しながら、複数のカテゴリーへの認定を実現してきた。それは、阿蘇地域において人々と火山が共存し、牧草地をはじめとした農業システムを維持する活動を通じて、地域の新たな価値の発見、再認識する実践といえる。翻って、日本の世界遺産暫定一覧表をみると掲載件数は5件となっており、追加掲載が検討される時期が近づいていると推測できる。文化庁による公募から20年近く経過しようとしているが、本来、世界遺産作業指針によると10年ごとに見直す必要があるとされている。公募以降、日本国内において日本遺産をはじめとした、文化財保護さらには活用にかかわる制度が生み出された。本稿では阿蘇について詳細に検討したが、質問紙調査「地域における文化資産の保存と活用に関する調査」の結果を参照すれば、世界遺産を目指す活動をすすめるなかで、他の文化財保護に関するカテゴリーへの認定が行われたり、他の地域と連携して文化資産の保存と活用を行ったりしていることがみてとれる。また、質問紙調査において、コロナ禍に関する変化についても問うたが、予備調査としての位置づけにすぎないため、今後はその変化についてより詳細に調査していく必要があるだろう。

謝辞

本研究をすすめるにあたって、関係する地方自治体に対して「地域における文化資産の保存と活用に関する調査」にご協力いただきました。該当するすべての文化資産について回答をいただきましたことを、この場を借りてお礼申し上げます。

本稿は、2018年度－2022年度科学研究費助成事業・研究活動スタート支援「世界遺産制度が地域の文化財保護におよぼす影響」（研究代表者：雪村まゆみ）による研究成果の一

部である。

参考文献

- 阿蘇市教育委員会（阿蘇世界文化遺産推進室）,2013,『平成24年度阿蘇山名勝報告書－阿蘇山－阿蘇山
『名勝包括調査』.
- 文化庁文化財第2課,2023,「新選定の文化財－文化的景観」『月刊文化財』2:32-37.
- 環境省・林野庁「第4回世界自然遺産候補地検討会」資料（H15.5.26）
- 『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』文化庁文化財記念物課2003.
- 『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』文化庁文化財記念物課2005.
- 宮原育子,2022,「ジオパークと持続可能な地域づくり」『人と国土21』2022.7:59-60.
- 永井ふみ,2019,「野焼きにより草原を維持し続ける『阿蘇の文化的景観』」『月刊文化財』3:37-39.
- 新名阿津子,2022,「世界のジオパークとネットワーク」『人と国土21』2022.7:52-55.
- 岡本彩,2022,「ユネスコとジオパーク」『人と国土21』2022.7:56-58.
- 大津愛梨,2016,「熊本地震前後の阿蘇における『世界農業遺産』の意味」『農村計画学会誌』35巻3号:
369-374.
- 武内和彦,2016,「日本における世界農業遺産（GIAHS）の意義」,『農村計画学会誌』35巻3号:353-
356.
- 雪村まゆみ,2016,「世界遺産登録運動と文化資産の認定制度の創設－「認定の連鎖」をめぐる－」『関
西大学社会学部紀要』48(1):91-112.
- ,2020a,「世界遺産と文化遺産－文化遺産を保存する基準」木村至聖・森久聡編『社会学で読
み解く文化遺産－新しい研究の視点とフィールド』新曜社:101-106.
- ,2020b,文化財保護のグローバル化と地域の文化資産のカテゴリー化:日本の世界遺産条約批
准の影響』『関西大学社会学部紀要』51(2):1-15.

—2023.7.21受稿—